

雇用調整助成金などの 労務情報



令和6年能登半島地震では大きな被害が出ており、復興までかなりの時間を要することが想定されています。厚生労働省では、被害状況を踏まえ、様々な特例措置を設けています。本誌では、雇用調整助成金を中心に、これらの特例についてご案内します。

雇用調整助成金の特例

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、従業員の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部が雇用調整助成金として支給されます。これについて、以下の4つの特例が設けられました。

- ① 生産指標の確認期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮する
- ② 最近3ヶ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする
- ③ 災害発生時に事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ④ 初回の計画届は事後でも提出を可能とする

地震による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たらず、助成金支給の対象となりません。災害に伴う経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合に助成対象となります。そのため、被災地以外の地域でも活用できることがあります。

雇用調整助成金は、あくまでも事業所が休業手当を支給するときに、利用できるものです。事業を休止・廃止したために、休業して賃金(休業手当を含む)を受けられない従業員がいるときには、実際に離職していなくても、雇用保険の失業等給付を受給できる特例もあります。事業継続のために、各種特例の活用もご検討ください。

労働保険料の特例

富山県および石川県に所在する事業場の事業主については、2024年1月1日以降に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続や、納付についての期限が延長されます。

また、被害を受け、事業財産に相当の損失(おおむね20%以上)を受けた事業場の事業主については、申請することで、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として1年以内の期間猶予されます。

社会保険料の特例

健康保険料・厚生年金保険料(以下、「社会保険料」という)の口座振替を利用している事業所が、被災により社会保険料を納付することが困難な場合は、口座振替の停止をすることができます。

富山県および石川県に所在する事業所については、2024年1月1日以降に到来する社会保険料の納期限が延長されています。